

第三十二号議案

職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年九月十九日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

職員の懲戒に関する条例（昭和三十年七月江戸川区条例第八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「給料」の下に「（地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員については、報酬（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年 月江戸川区条例第 号）第二十二条第一項に規定する地域手当に相当する報酬、第二十三条第一項に規定する特殊勤務手当に相当する報酬、第二十五条第一項に規定する時間外勤務手当に相当する報酬、第二十六条に規定する休日給に相当する報酬、第二十七条に規定する夜勤手当に相当する報酬及び第二十九条に規定する宿日直手当に相当する報酬を除く。）」を加える。

付 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（説明）

会計年度任用職員制度の導入に伴い、報酬が支給される会計年度任用職員の減給の効果について、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。